

### 第33回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和4年8月10日  
場所 シビックコア 研修室2

#### 委員の出欠状況

1番	小川 太一	出	2番	森田 久生	出	3番	伊藤 和雄	出
4番	田中 敏夫	出	5番	渡邊 勉	出	6番	加藤 寛	欠
7番	横井 啓行	出	8番	藤田 則幸	出	9番	松葉 里美	出
10番	伊藤 幸子	出	11番	藤田 一房	出	12番	石原 昭彦	出
13番	二宮 義隆	出	14番	山田 陽一	出	15番	藤田 義昭	出

開 会 時 刻 午前 9時 00分  
閉 会 時 刻 午前 10時 10分

- |   |   |
|---|---|
| <p>1 開会の辞<br/>事務局長(種村明広)</p>                      | <p>ただいまから第33回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>  |
| <p>2 会長挨拶<br/>会長(伊藤和雄)</p>                        | <p>お集まりいただきましてありがとうございます。第33回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>  |
| <p>3 開会の宣言<br/>議長(伊藤和雄)</p>                       | <p>いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>只今の出席委員は14名でございます。定足数に達しておりますので、第33回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>  |
| <p>4 議事日程<br/>(日程第1) 議長</p>                       | <p>それでは、お手元の議事日程にそって進めさせていただきます。</p> <p>まず、日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項」の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、2番議席森田久生委員と13番議席二宮義隆委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>(日程第2) 議長<br/>(日程第3)<br/>(日程第4)<br/>(日程第5)</p> | <p>それでは、議事に入ります。まず、報告案件が4つございますので、事務局から一括して説明を求めます。</p>   |

事務局

日程第2 報告第70号

農地所有適格法人の要件を満たしている法人について

次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和4年8月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄

管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。

今回の法人7団体は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。

続きまして、日程第3 報告第71号

農地法第18条の規定による合意解約通知について（委員会処分）

次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和4年8月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、1件、1筆、面積2,983㎡であることを報告します。

続きまして、日程第4 報告第72号

農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分）

日程第5 報告第73号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（委員会処分）

を合わせて報告します。

日程第4 報告第72号

農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認につ

	<p>いて（委員会処分）</p> <p>次のとおり、農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったので報告する。令和4年8月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>日程第5 報告第73号</p> <p>農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、農地法第5条第1項第7項の規定による届出があったので報告する。令和4年8月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>農地を農地以外にする場合には農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行えば転用許可は要しないこととなっています。</p> <p>届出書の受理については「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることになっています。</p> <p>今回の届出はそれぞれ合わせて2件2筆 2,863㎡です。</p> <p>&lt;2番案件&gt;の申請地は、員弁町笠田新田地内の畑です。</p> <p>目的は分譲住宅用地です。2,498㎡が事業用地となります。</p> <p>&lt;3番案件&gt;の申請地は、員弁町石仏地内の田です。</p> <p>目的は個人住宅用地です。365㎡が居宅用地となります。</p> <p>受理した届出書については議案書の日付によって受理通知書を発行しましたので報告します。</p> <p>議長 報告第70号については、農地を所有する法人からの報告に関するものです。</p> <p>また、報告第71号については、合意解約による通知を受けたものです。</p> <p>報告第72号と73号は、員弁町の市街化区域の転用に関するものです。</p> <p>これら報告事項について質問等がありましたらお願いします。質問がなければ次に進みます。</p> <p>(日程第6) 議長 続きます、議案第196号「農地法第3条の規定による農地等の</p>
--	--

事務局

所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

日程第6 議案第196号

農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分）

次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和4年8月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の3条所有権移転の申請は、8件、16筆、面積14,936㎡です。

<23番案件>の申請地は、北勢町向平地内の農用地内の田です。譲受人である北勢町向平の[ ]が東京都渋谷区の[ ]が所有する議案書に記載の1筆、2,175㎡を贈与により譲り受ける申請です。

<24番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の畑と大安町鍋坂地内の農用地の田です。

譲受人である大安町石樽南の[ ]が大安町石樽南の[ ]が所有する議案書に記載の4筆、3,533㎡を贈与により譲り受ける申請です。

<25番案件>の申請地は、大安町石樽北山地内の田です。

譲受人である大安町石樽北山の[ ]が大安町石樽北山の[ ]が所有する議案書に記載の2筆、541㎡を売買により譲り受ける申請です。

<26番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の畑です。

譲受人である北勢町麻生田の[ ]が北勢町麻生田の[ ]が所有する議案書に記載の1筆、42㎡を贈与により譲り受ける申請です。

<27番案件>の申請地は、藤原町山口地内の畑です。

譲受人である藤原町山口の[ ]が藤原町山口の[ ]名義の議案書に記載の1筆、404㎡持分3分の1を遺贈により譲り受ける申請です。

なお、今回の申請は法定相続人ではない者が特定遺贈を受ける場合であり、その場合農地法の許可が必要です。

特定遺贈とは、遺言などで財産を指定して行う遺贈のことです。これに対して、財産を具体的にせずに行う遺贈のことを包括遺贈と

	<p>いいです。</p> <p>&lt;28 番案件&gt;の申請地は、北勢町塩崎地内の田畑です。  譲受人である東員町の■■■■が四日市市の■■■■が所有する議案書に記載の4筆、6,326㎡を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;29 番案件&gt;の申請地は、藤原町上相場地内の田畑です。  譲受人である四日市市の■■■■が滋賀県大津市の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、844㎡を、贈与により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;30 番案件&gt;の申請地は、大安町石樽北地内の田です。  譲受人である名古屋市の■■■■が東京都府中市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、1,071㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>なお、この案件は空き家バンクに登録されている物件であり、「農地法第3条第2項第5号括弧書きの規定により定める別段面積」に該当します。この場合、農地の取得許可要件は農地の合計面積が1㎡以上になります。</p> <p>以上8件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。  何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第196号を採決いたします。  本議案について、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。  よって本申請につきましては、許可することといたします。</p> <p>(日程第7) 議長 続きまして、議案第197号「農地法第4条の規定に農地等の転用許可申請承認について」及び、第198号「事業計画変更承認申請に対する意見決定について」は関連する案件ですので、一括して議題といたします。  (日程第8) 事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第7 議案第197号</p>
--	--

農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について  
(知事処分)

次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和4年8月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、2件、3筆で541㎡です。

<2番案件>の申請地は、北勢町麻生田の畑です。

農地区分は、北勢病院及び六石歯科医院が500m以内にあるため3種農地です。現況は畑です。

議案第198号 事業計画変更承認申請に関連しますので、合わせてご説明します。

この案件は、令和3年2月に許可が出ている西隣接地の個人住宅転用の敷地拡張による、変更申請です。

転用計画としては、所有者である北勢町其原の[ ]が、議案書に記載の1筆、48㎡と前回許可分面積286㎡合わせて334㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみ行い、周囲はコンクリートブロックを設置し土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。

<3番案件>の申請地は、北勢町東村の畑です。

農地区分は、伊勢治田駅及び桑原医院が500m以内にあるため3種農地です。現況は畑です。

議案第201号 5条転用使用貸借権 10番案件に関連しますので、合わせてご説明します。

転用計画としては、鈴鹿市の[ ]、[ ]が、北勢町東村の[ ]が所有する議案書に記載の2筆、493㎡を3名の共有物件として個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は、30cm以内の切盛土をして整地を行い、周囲はコンクリートブロックを設置し土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。

日程第8 議案第198号

農地転用事業計画変更申請承認について(知事処分)

次のとおり、事業計画変更承認申請があったので意見を求める。

令和4年8月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

こちらの案件は、議案第197号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について（知事処分）にて合わせて説明いたしましたので説明は省略いたします。

以上4条転用案件2件、事業計画変更申請1件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

この案件につきましては、8月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。

現地調査委員

議案第197号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について」2件、議案第198号「事業計画変更承認申請について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。

議長

ありがとうございました。

何か質問はありますか。

特に無いようですので、議案第197号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」の採決をいたします。

本議案につきましては、                    委員に関する案件が含まれております。

農業委員会等に関する法律第31条第1項により議事に参与できませんので、当議案については、                    を除いて採決を取りたいと思います。

本申請を三重県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。

全委員挙手です。

よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。

続いて、議案第198号「事業計画変更承認申請に対する意見決定について」の採決をいたします。

当議案も                    委員に関する案件となります。前議案と同じく、

<p>(日程第9) (日程第10) (日程第11)</p>	<p>議長</p>	<p>議事に参与できませんので、[ ]を除いて採決を取りたいと思います。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p> <p>続きまして、議案第199号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第200号「同法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」及び議案第201号「同法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p>	<p>日程第9 議案第199号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分）</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和4年8月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、7件、10筆、5,147.50㎡です。</p> <p>&lt;22番案件&gt;の申請地は、大安町石樽東地内の畑です。農地区分は、岡本歯科及びみなみ整形外科が500m以内にあるため3種農地です。</p> <p>転用計画としては、京都府宇治市に住所を有する[ ]が、埼玉県さいたま市の[ ]他1名が所有する議案書に記載の2筆、2,521.50㎡を山林1筆44㎡と合わせて2,565.50㎡、4棟の共同住宅用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は周囲のコンクリートブロックにて、土砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。</p> <p>&lt;23番案件&gt;の申請地は、北勢町其原地内の畑です。農地区分は、水野眼科及びかずみ内科消化器内科クリニックが500m以内にあるため3種農地です。現況は畑です。</p>

転用計画としては、鈴鹿市の [ ] が、名古屋市の [ ] が所有する議案書に記載の 1 筆、947 m<sup>2</sup>を、4 棟の建売分譲住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみ行い、切土盛土は行いません。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の北側道路側溝へ放流します。

<24 番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。現況は田です。

転用計画としては、鈴鹿市の [ ] が、大安町石樽東の [ ] が所有する議案書に記載の 2 筆、616 m<sup>2</sup>を山林 1 筆 7.08 m<sup>2</sup>と合わせて実測面積 738.49 m<sup>2</sup>を、4 棟の建売分譲住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は 30 cmの盛土し、整地を行います。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。

<25 番案件>の申請地は、北勢町其原地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、譲受人である名古屋市の [ ] が、北勢町其原の [ ] 他 1 名が所有する議案書に記載の 2 筆、268 m<sup>2</sup>を、太陽光発電設備用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみで、取水はなく、雨水は自然浸透にて処理します。

<26 番案件>の申請地は、北勢町其原地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、譲受人である名古屋市の [ ] が、北勢町其原の [ ] が所有する議案書に記載の 1 筆、366 m<sup>2</sup>を、太陽光発電設備用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみで、取水はなく、雨水は自然浸透にて処理します。

<27 番案件>の申請地は、北勢町其原地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、譲受人である名古屋市に住所を有する [ ] が、北勢町其原の [ ] が所有する議案書に記載の 1 筆、277 m<sup>2</sup>を太陽光発電設備用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみで、取水はなく、雨水は自然浸透にて処理します。

<28 番案件>の申請地は、北勢町其原地内の畑です。農地区分

は、2種農地です。

転用計画としては、譲受人である名古屋市の[ ]が、北勢町其原の[ ]が所有する議案書に記載の1筆、152㎡を太陽光発電設備用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみで、取水はなく、雨水は自然浸透にて処理します。

続きまして、日程第10 議案第200号

農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和4年8月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、1件、8筆、15,504㎡です。

<9番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の田です。農地区分は、いなべ総合病院及び西岡歯科医院が500m以内にあるため3種農地です。

転用計画としては、新潟県新潟市に住所を有する[ ]が、鈴鹿市の[ ]他6名が所有する議案書に記載の8筆、15,504㎡を店舗、駐車場及び調整池用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は盛土工事を行い整地し、アスファルト舗装します。

周囲のコンクリートブロック擁壁にて、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は調整池を通して、既設の農業用排水路へ放流します。

都市計画法における開発許可申請も同時に提出されております。

なお、この案件は3000㎡を超えた転用ですので、三重県農業会議常設審議委員会への審議案件となり、さる8月4日に審議委員会現地調査があった旨報告します。

続きまして、日程第11 議案第201号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和4年8月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊

	<p>藤 和雄</p> <p>こちらの案件は、議案第197号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について（知事処分）にて合わせて説明いたしましたので説明は省略いたします。</p> <p>以上、5条所有権移転7件、賃貸借1件、使用貸借1件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましても、8月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第199号「農地法第5条の規定による農地の所有権移転許可申請について」7件、議案第200号「同法の規定による農地の賃貸借権設定許可申請について」1件、議案第201号「同法の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これらの議案について、何か質問はありますか。</p>
農業委員	<p>議案第199号の25、26、27、28番案件は [REDACTED] [REDACTED] に関する申請ですが、先日 [REDACTED] の問題が新聞等に掲載していましたが、申請を受け付けるにあたってどのような状況で受け付けたのですか。</p>
事務局	<p>いなべ市及び他市町村でも以前提出された申請の一部は保留ということになっています。今回出された4件の申請につきましては、三重県に確認したところ、提出された申請に関しましては、受理せざるを得ない。ただし、以前提出された未許可の案件を解決しなければ許可が出ないというように回答をいただいています。そのため、[REDACTED] には補正または取り下げを行うなどの整理をしてくださいという旨お伝えしています。</p>
農業委員	<p>それであれば、いなべ市農業委員会として意見無しで県に送付す</p>

	<p>ることはできないのではないのでしょうか。</p>
議長	<p>それでは、本案件に委員会が付する意見といたしまして、「同人が過去の議案の問題を申請どおり解決しない限り不相当とする。」とします。</p>
農業委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>他にご質問はありますか。</p>
委員	<p>議案第 200 号の案件についての質問です。[REDACTED]の敷地に農道が含まれていますが、こちらはどうなりますか。</p>
事務局	<p>道路はそのまま、公共の道路として残します。一般道扱いです。国道 365 号側の駐車場に止めたお客さんはこの道路を渡る形になります。歩道に関しましては、開発または警察との協議になってくると思います。</p>
農業委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>それでは他に無いようですので、議案第 199 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、22、23 及び 24 番案件につきましては、委員会が特に付すべき意見は「なし」とすること、また、25、25、27 及び 28 番案件につきましては、委員会が付すべき意見を「同人が過去の議案の問題を申請通り解決しない限り不相当とする。」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は、先ほどのとおりとすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第 200 号「農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>

(日程第 12)	議長	<p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p> <p>続いて、議案第 201 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	事務局	<p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p> <p>続きまして、議案第 202 号「非農地証明願承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第 12 議案第 202 号 非農地証明願承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和 4 年 8 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は 5 件、6 筆、907 m<sup>2</sup>です。</p> <p>&lt;16 番案件&gt;の申請地は、北勢町麻生田地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は北勢町麻生田の [ ] で、昭和 40 年代から宅地の進入路に転用し、現在に至っております。</p> <p>&lt;17 番案件&gt;の申請地は、北勢町麻生田地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は北勢町麻生田の [ ] で、昭和 40 年代から宅地に転用しており、現在に至っております。</p> <p>&lt;18 番案件&gt;の申請地は、大安町丹生川久下地内の台帳地目、田です。</p> <p>願出者は大安町丹生川久下の [ ] で、昭和 57 年以前から宅地として利用し、現在に至っております。</p> <p>&lt;19 番案件&gt;の申請地は、藤原町上之山田地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は藤原町上之山田の [ ] で、昭和 60 年頃から倉庫に転用し、現在に至っております。</p> <p>&lt;20 番案件&gt;の申請地は、北勢町東村地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は北勢町東村の [ ] で、昭和 42 年から宅地に転用</p>

	<p>し、現在に至っております。</p> <p>以上5件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。</p> <p>非農地証明につきましては、無断転用後おおむね20年を経過した土地についての証明です。事務局において20年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第202号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。</p>
<p>5 その他</p>	<p>議長 議事については、以上です。それではその他に入ります。</p> <p>委員さんから何かありますか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
<p>6 閉会の宣言 【午前10時10分閉会】</p>	<p>議長 次回は、9月2日（金）午前9時から現地調査です。9番議席松葉里美委員と10番議席伊藤幸子委員は出席をお願いします。</p> <p>次回委員会は、9月9日（金）です。</p> <p>これをもちまして第33回農業委員会を終了します。</p>

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会  
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

---

議事録署名者

---